

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 六 號 第 二 十 一 卷

大正十四年十二月一日發行

論 叢

財產税に於ける都鄙の對立……法學博士 神戸 正雄

人間愛の起源……教 授 川村多實二

純正現象學の方法論及び問題論……文學博士 米田庄太郎

時 論

勞働組合としての小作人組合……法學博士 河田 嗣郎

食料増殖問題と林業政策……法學博士 山本美越乃

說 苑

岡山藩と大阪との海運……經濟學士 黒 正 巖

市町村の混合企業に就て……經濟學士 小山田 小七

歐洲に於ける家産運動及び家産制度……經濟學士 八木芳之助

雜 錄

ヒルファディングの恐慌の意義について……經濟學士 谷口 吉彦

妙心寺の財政組織……經濟學士 中川與之助

法 令

農林省統計報告規則・會社統計規則

附 錄

本誌第二十一卷總目錄

（禁 轉 載）

歐洲に於ける家産運動及び家産制度（下）

（農政上より見たる家産制度・其三）

八木芳之助

第三 獨逸に於ける家産運動及び家産制度

—

獨逸に於ても前世紀の七十年代に於ける農業恐慌の影響を被り、農地は過重なる債務負擔に苦しみ、農地が大資本家の手中に集積せられ、農民階級が漸次減少する状態を呈した。斯る土地を失へる農業無産者を増加せしむる社會的危險が、家産立法の制定を要求する盛なる運動を喚起するに至つた。殊に此の場合に際しては、一方に於ては農民と農地との鞏固なる結合を恢復し、之の農民の都市への不健全なる移住、之に伴ふ農村の人口減少、及び健全なる國民力の海外移住を阻止するを主眼とされた。併し又他方に於ては社會民主主義及び之が農業労働者間への侵入を防止する有効なる防波堤を築く必要が高唱された。¹⁰⁾ 斯る目的からして種々なる家産計畫が發表せられた。

先づ第一の家産運動は下院議員たるリーベンハウゼンに依て起されたものであつて、彼は一

16) Grttnberg, Der Entwurf eines Heimstättengesetzes für das Deutsche Reich. (Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik. Bd. 4. 1891) S. 371.

定の農地を一家に維持せしめんがために、農地の差押を禁じ、又農地の被るべき負債にも一定限度を課せんとするものである。彼は主張して曰く、余はヘンリージョージ及び其他の土地改革論者の如く、土地國有の結論に達するものではない。余は農民と其の農地との結合を更に弛廢せしむる(小作關係の如く)を欲せない。余は土地耕作者の子孫をして、其の收益及び勞賃をば彼が耕作する土地に於て獲得せしめんとするものであつて、單に小作期間中獲得する貨幣利得を與へんとするものではない。若し土地が所有地であるならば、一定の耕作期間後又は死後土地を返還すべき小作人に依て耕作さるゝよりも、更に献身的に且つ持久的に改良せらるゝであらうと¹⁷⁾斯る見解よりして彼は自作農地及び自作農民の維持を主張せるものである(註)。

(註) 此の法案に據れば家産は農民又は勞働者の家族に住居を與へ、一家の生計に必要な食料品の生産を可能ならしむる一農場及び其の従物である。家産たるべき農地は全然負債を被り居らざるを必要とせず、其農地の收益價格の半迄負債あるも差支ない。併し斯る抵當負債又は土地負債は年賦償却負債に轉化し、これ以上の負債ある農地に就ては此の餘分負債は一パーセント以上に相當する年賦を以て償却し、且つ之が實行可能なを官廳に證明するを要する。家産の負債は凶作の場合、必要なる改良を爲す場合、及び共同相續人に相續分を賠償する場合に限り、收益價格の半迄許される。家産は原則として差押へられざるも、唯家産設定前の負債、家産の建築又は設定のため給付されたる物件に關する負債のため、及び租税又は地代滞納のために差押へられる。但し強制競賣に先ち強制管理が許される。家産は分割するを得ず、家産の全部の賣却には妻の同意を要する。家産の相續は一に相續法に據る。¹⁸⁾

此の法案は議會に於て保守主義者に依て賛同され、一八九二年に下院を通過せるも政府は之を法律とするを拒絶した。獨逸農會は其の第十九總會に於て此の法案に就て左の如き決議をした。

17) Riepenhausen, Gesicherte Familienheimstätten im Deutschen Reich. Leipzig 1890. S. 13.

18) Riepenhausen, a. a. O. S. 76-78.

(1) 負債の制限並に差押免除を有する隨意設定の家産法を發布するは、農民の維持力を強め、土地を所有せざる農業労働者の家族を土地に定住せしむるものであつて、社會政策上有効たるは拒み難い。(2) 併し帝國農會は此の法案を以て實行不可能なりと思考する。何となれば斯る廣大なる範圍に亘る法律の發布は獨逸帝國立法の權限に屬するや否やが疑問である。尙斯る家産法を發布するに先ち現在の法律關係を豫め明白ならしめ、又斯る家産法が獨逸の全地域に亘て必要なるか又は其一部に對してのみ必要なるかを先づ以て考究するを要するからである。¹⁹⁾ 此農會の實行不可能であるとの決議は一般に正當とされた(註)。

(註) 何となれば此の法案は多數の重要問題、例へば家産所有者は家産に居住し經營する(Rückendeckung)を要するや否や、強制管理中に於て家族は活資(Mobiliar)に浴せざるや否や、共同相続人に對する賠償額を如何に決定すべきやを未解決の儘とせるからである。

更に斯る法案は一般的なる官廳の後見的干涉に依て農民の責任觀念を薄弱ならしめるものとして批難された。又グルンベルグが正當に云へる如く農民に對する一定限度以上の負債の絶對的禁止は、既に負債の限度が達せられたる際に凶作が起るならば不幸なる結果を惹起するであらう。即ち斯る場合には對人信用が得られないからして、土地の賣却(妻の同意を要するも)を促し反て家産制度の本來の目的を失ふに至ると批難され、結局法律とならずに終つた。

第二に擧ぐべき家産運動は所謂最小限度の所有地(Besitzminimum)を確保せんとするものであつて、ブッヘンベルガーの唱導に懸り獨逸農會の賛同せる所にして、民事訴訟法第八一條の根

19) Grünberg, Der Entwurf eines Heimstättengesetzes für Deutsche Reich. S. 385. 386. Krüger, Das Reichsheimstättengesetz vom 10. Mai 1920. S. 22. 23.
20) Grünberg, Der Entwurf eines Heimstättengesetzes für Deutsch Reich. S. 385.

本思想を適當に擴張して、他の生活に必要な動産と並んで生活を保證する最小限度の所有地にも差押免除を許さんとするものである。此の免除は殊に農業及び工業労働者に利益を與ふるものであつて、高利貸に依て最も多く脅やかさるゝ彼等を保護し、彼等を故郷に定住せしめ、農業労働者の不足を緩和し、更に社會民主主義の農民階級への侵入を防止するものとされてゐる。²¹⁾(註)。

(註) ブツヘンベルガーの考ふる所によれば農民世襲財産制度の如く、無條件に農地を農民の手中に確保せしむるものは、農民の經濟的責任觀念を薄弱ならしめ、引いて彼等の怠慢を促すものであるから、如何なる法律も斯る制度を許すべきではない。併し農民に其の最小限度の生活を保證する最小限度の所有地に對して差押を免除するは有益である。勿論斯る最小限度の所有地は中農地及び大農地の所有者には重要でないが、最下級の土地所有者(農業労働者、自備人)に對しては經濟上及び社會上極めて重要である。統計の示す所によれば農地の差押處分は彼等に最も多く、彼等は些小なる人生の不幸に際しても破産するものであつて、又最も多く高利貸の誅求を被るものである。更に注意すべきは農村の無産者が増加するほど、社會主義運動は功を奏し易いものであつて、小農地の差押が頻繁に行はるゝ程、小農民階級は熱烈なる社會主義運動に参加するであらう。従て右の差押免除は農民階級内に於ける社會主義運動の勃興に對する有効なる防波堤である。最後に注意すべきは右の差押免除は小農民の抵當信用能力を害するやうであるが、彼等に重要なるは寧ろ人的活動に基く對人信用であるから抵當信用の減少は左迄有害ではない。彼等は充分なる資力を有せざる場合に於ても抵當信用を以て土地を購買する。然るに右の差押免除は彼等の抵當信用能力を縮小せしめ、従て土地に於ける支拂能力なき需要を幾分制限し、以て地價が不當に増騰するを防止する有利なる作用を伴ふものである。²²⁾……。

斯る家産制が實施さるゝならば寧ろ土地の細分を促さないであらうか。若し斯る弊害を伴はないとするも、反て小農民の信用能力を害し、彼等の正當なる土地擴張を害さないであらうか。又、

21) Jowanowitsch, Die Heisnstätte. S. 40.

22) Buchenberger, Agrarwesen und Agrarpolitik. Bd. II. S. 277-281.

農村人口の多い所では斯制度は農民の故郷粘着を促し、反て彼等の利益を害せないか、疑問である(註)。

(註) ブッヘンベルガー自身も其の後『獨逸農業政策原理』なる書中に於て多少其の意見を修正せるもの、如く、此の特殊法(最小限所有地差押免除を指す)に服する經營の信用上に及ぼす不利なる作用は之を輕視すべきではない。嘗て獨逸農會をして家産法に對して發せしめたる疑問は、又此の最小限の所有地に對しても發せらるゝであらうと云つてゐる。²³⁾

第三の家産運動はシュナイダーが其の主張者であつて、彼は農地の過重なる負債を防止するが爲めに、農地の負債に一定の限度を設け以て農民が過大なる債務負擔に陥るを防止せんとするのである。即ち彼の主張する所によれば抵當負債に對する毎年の元利支拂額は、其農地の公正なる賃貸收益(Pachtzinsbetrag)を越ゆべからざるものとしてゐる。是れ最高の抵當負債を有する農民の地位と雖も、公正なる小作料を支拂ふ小作人の地位よりも惡しからざらしめんとどの考量に基づくものである。²⁴⁾更に彼は農地の抵當負債は公共の貸附機關に依てのみ充足さるべきものとしてゐる。是れ無經驗なる土地所有者を高利貸又は不確實なる債權者より保護せんとするものである。²⁵⁾更に公共貸附機關に依て貸與されたる抵當負債の年賦額が支拂はれない場合には、該農地は強制管理に附せらるべきものとし、若し此の管理を以て目的が達せられない場合には強競に附せらるべきものとする。但し強競に附せらるゝ場合にも家畜、農具、種子及び次の收穫迄必要なる生活資料は差押を免がれる。債務は債務者の死後初めて清算せられ、未成年の子女ある場合には其の成年に達する迄延期さるべきものである。²⁶⁾

23) Buchenberger, Grundzüge der deutschen Agrarpolitik. S. 141.

24) Schneider, Ueber die demnächstige Gestaltung des Grundbesitzrechtes in Deutschland. (Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. 1890) S. 156.

25) Schneider, Die Bewegung für Errichtung vom Heimstätte. S. 23.

26) Schneider, Das sogenannte Heimstättenrecht (Jahrbuch für Gesetzgebung Verwaltung und Volkswirtschaft 1892) S.93-94.

此のシュナイダーの家産法案は獨逸農會並に獨逸法曹界に依て歡迎され、此の根本思想は一九〇六年八月二〇日の普魯西の農地及び林地の負債制限法(註二)に採用さるゝに至つた。否一層廣義に解すれば上述せる獨逸の家産法案に於ける負債制限の思想が、此の法律に於て一時的終末を告げたものと云ふことが出来る(註三)。

(註) 此の法律に據れば其の骨子とする所は農地及び林地に對する負債の限度の登記は、所有者の申請に基いて行はるゝものであつて(第二條)、登記されたる土地は、公設の信用機關に就てのみ貸附を要求し得るものであつて、然かも抵當負債、土地負債又は地代負債を以てするも、尙又永續的若しくは一定期間内に支拂はるゝ確定的の貨幣地代を以てするも、此の限度を越ゆる負債を要求するを得ない(第一條)。更に此の負債限度の登記抹消は所有者の申請に基き此の法律施行を管理する委員會の許可を必要とする(第一一條)。負債限度を越ゆる負債は、所有者の申請に基いて當該委員會に依て認可さるゝも、之は遺留分權利者の相續分辦濟の登記の場合に限り、然かも負債限度を規定する最高額の四分の一を越ゆるを得ない。而して此の負債限度は保證抵當の登記に對しても適用される。但し負債限度の登記前に發生せる債權又は強制競賣が許されざる債權に對しては負債限度に顧慮なく保證抵當が登記されるものとする。²⁷⁾

立法者の意見に依れば、地主が負債可能性を任意に制限するに依て二様の目的が達せらるゝものとしてゐる。即ち第一に土地の負債を被り得ざる部分は對人信用に對する確實なる基礎を與へるものであつて、次に債務者が一定限度を越ゆる抵當を設定し得ざる故に、對物信用の債權者は低き利率を以て資金を貸與するを肯すると云ふに在つた。此の第二の見解に就ては多少の眞理を認むべく、即ちスタインも明白に指摘せる如く、從前の不動産抵當が後に設定さるゝ抵當に依て、其保證が甚だしく害せらるゝからである。然れども此の負債限度は保證抵當に對しても適用

27) Skälweit, Agrarpolitik. S. 163.

註一) Gesetz betr. die Zulassung einer Verschuldungsgrenze für land-oder forstwirtschaftlich genutzte Grundstücke.

28) Zurhorst, Die Organisation des ländlichen Bodenkredits in Deutschland, besonders in Preussen. Tübingen 1912. S. 121.

されたるを以て、此の登記を爲せる土地所有者の對人信用を反て阻害するは言を俟たない。^{○29)} 從て一九一五年末に至る迄に、此の負債限度の登記をなせる農場數は僅かに一〇四にして其の總面積は一四四〇六・四ヘクタールに過ぎなかつたのは、負債限度の登記に依て其の信用能力を害するを恐れたからである。^{○30)}

カッパ氏の發案に懸る東普魯西地主金融組合の返償計畫に據れば、此の負債の限度を登記せる債務者には年賦償却方法を以て、通常の貸附限度を越ゆる特殊信用を與ふることとした。從て負債を被れる地主は私人資本家に依つて高利を以て借入れたる抵當負債を、地主金融組合の低利なる貸附と借換へ得ることとなつた。けれども負債限度の登記は信用能力を害するを以て、右の有利なる機會を利用するものは殆んどなかつた。從て該組合は負債限度の登記の代りに組合のため生命保險契約を要求することとした。依之組合の保證が達せられ、同時に負債限度の登記による債務者の信用能力の縮少を避け得るに至つた。^{○31)}

要之右の負債限度及び獨塊諸國の家産計畫に於ける負債制限の思想は、前世紀の八十年代以後に於ける農民の過重負債の困窮を救済せんとするものであるが、併し斯る過度負債の原因はハイニツシュが正當に指摘せる如く、過度に高き土地の購入價格と過度に高い相續賠償分とに基くものである。換言すれば農地の收益價格と取引價格との不釣合に歸すべきである。從て負債問題の解決は地價と純收益とを調和せしむる點に存してゐる。然るに之を措いて負債能力を制限せんとするは本末を顛倒するものと云ふべきである。農民の負債能力の制限に依て或は無能輕卒なる農民は保護せらるべきも、之に依て有爲なる農民は其の發展力を奪はるゝであらう。

29) Skälweit, Agrarpolitik, S. 328.

30) Hainisch, Die Landflucht ihr Wesen und ihre Bekämpfung im Rahmen einer Agrarreform, S. 287.

31) Skälweit, a. a. O. S. 328. H: Schullern = Schrattenhofen, Agrarpolitik. Jena. 1924. S. 144. 145.

32) Hainisch, a. a. O. S. 296.

二

獨逸に於ては既に述べたるが如く、前世記の七十年代に於ける農業恐慌に促されて盛なる家産運動が発生せるも、何れも成功するに至らずして一九〇六年の普魯西の負債制限法に於て一時的終末を告ぐるに至つた。然るに世界戦争に依て獨逸家産運動は再び勃興するに至つた。即ち故郷へ歸還する出征軍人又は戦死者の遺族に對する生活保證の要求が、新なる家産運動の動因を爲すに至つた。此の要求に應ずるために獨逸國並に各支分國の援助の下に於て、都市又は農村に於ける戰士家産 (Kriegsheinstätte) の獲得並に維持を可能ならしむべしとの運動が発生するに至つた。此の運動は土地改革論者たるダマシユケの指導の下に行はれた。既に一九一五年三月二〇日に戰士家産に關する主要委員會がダマシユケ主催の下に設置された。彼は主張して曰く、愛郷心及び愛國心は、出征軍人及び其の家族に一定の面積の郷土を所有せしむるに依て強めらるゝであらう。而して其の子供は之に由て從來よりも、善き状態の下に成長するであらう。從て國民保健、國防力及び國民道德を發展向上せしむるであらう。同時に家産は獨逸魂を國內に確保せしめ、且つ之を鞏固ならしめ、又農村及び小都市から大都市への移住を阻止する任務を有するものである。從て家産は最高義に於ける國民的重大事業であり、同時に小都市の利益にも役立ち得るものである。更に獨逸議會の委員會も此の家産問題を徹底的に考究し、次の決議をなすに至つた。即ち首相閣下よ、出征軍人及び扶助權利ある彼等の遺族に對する家産設定運動を促進し、出來得る限り速に斯る家産のために其の目的を永續的に確保する法律を制定されんことを希望する

と。次で獨逸議會も之に賛同するに至つた。³³⁾當時に於ける家産運動は、大戦争に於て獨逸が勝利を得るならば、東部、西部及び海外に於て廣大なる領土を擴張すべく、從て廣大なる植民事業を爲し得るとの希望を以て繼續された。然るに當時の政府の態度は斯る運動に對して全く消極的であつて、一九一八年土地改革論者が二箇の詳細なる法案を議會に提出せる際にも充分なる援助を與へなかつた。然るに各支分國が寧ろ家産法を制定するに至つた。(註)

(註) 例へばブラウンシュワイヒ(一九一八年四月一九日の法律)、アンハルト(一九一八年一月二日)及びマイニンゲン(一九一九年六月二八日)である。

然るに一九一八年十一月の休戰條約以來多數の出征軍人が歸還し、住家の非常なる缺乏を生ぜしめ、又當時の一般的經濟危機及び都市並に農村の生活の困窮は、家産法制定の標語を一層普及せしむるに至つた。遂に政府も一九一八年八月制定の獨逸新憲法の第一五五條に於て、『總ての獨逸人に健全なる住居を保障し、總ての獨逸の家族殊に子供多き家族に其の需要に適應する住居家産及び經營家産を保障するやう努むるであらう。從軍者は制定せらるべき家産法に據て特に配慮さるべきである』と宣言した。茲に於て土地改革論者の要求が達せられた。³⁴⁾爾來政府は家産法の制定を急ぎ一九二〇年五月一〇日に獨逸家産法を發布するに至つた。

此の家産法は從來諸國に於て制定されたる家産法の如く、既存の自作農を維持する方策ではなく、寧ろ國內植民方策として行はるゝものである。此の點に關し獨逸の一九一九年八月一日の全國的移住法(Reichsiedlungsgesetz)³⁵⁾と密接する關係がある。此の移住法は獨逸國內に涉て農民を

33) Damaschke, Die Bodenreform. Zwanzigste Auflage. S. 451. 452.

34) Damaschke, a. a. O. S. 469.

35) 河田博士、獨逸國內植民事業(本誌第十九卷三號)四三四—四四〇頁參照、

均分に扶植し新に自作農地を創設して農業状態の健全を圖らんとするものであつて、之がため一定の土地を公用徴収するものであるが、此の徴収された土地を家産法を據て交付し、其の土地處分權に一定の制限を設け、以て自作地の存續を圖らんとするものである。思ふに國家が如何に自作農を創定しても、其の土地處分權を所有者の自由に放任して置いては、何時かは土地の兼併分裂が行はれ、折角の自作農創定事業の目的を破棄してしまふからである。次に獨逸家産法の概様を示すであらう。

(1) 家産の設定。家産には二種類がある。一は菜園附の一家族の住家から成立する地所であつて所謂住居家産 (Wohnheimstätte) にして、他は一家族が通常の事情の下に於て耕作するに外部からの勢力を繼續的に必要とせざる程度の農地又は園藝地であつて所謂經營家産 (Wirtschaftsheimstätte) である。而して家産の交付者は獨逸國、各支分國、市町村、市町村組合であつて、最高支分國官廳は公共組合又は公益企業體 (公共移住組合又は移住會社を指す) にも家産交付權を許し得る。家産の限度に關しては一家族が他人の勞働を雇傭せずして耕作し得る土地たる旨を概括的に規定せるも、最高支分國官廳は此の範圍内で家産の最高及び最低限度を決定し得る。出征軍人殊に癡兵、戦死者の未亡人及び子女多き家族は家産の交付に際し特に配慮される。

(2) 家産の効力。(イ) 家産交付以後發生せる對人信用のため家産は差押へられない。家産所有者が既に家産交付の際に負債を有する場合には、其債權者は家産交付後一ヶ年以内に於て保全抵當の登記を要求し得る。而して債權が保全抵當の登記後五ヶ年以内に償還されない場合には、家産は差押へられる。(ロ) 家産を分割し、又其の個々の地所を譲渡するには交付者の同意を要する。(ハ) 家産所有者が家産を譲渡する場合には、交付者は先買權を保有する。此の先買權は家産の譲渡を目的とする凡ての契約に適用され、家産の強盜にも適用される。但し家産所有者が家産を其の子供又は一定の親族に譲渡する場合には先

買權は行使されない。(二)家産所有者にして永続的に家産に居住せず、若しくは重大なる經營の懈怠ある場合には交付者は家産の返還を請求し得る。此の交付者の先買權及び返還請求權の行使に際しては、其の賠償額は家産の交付價格を標準とし、家産所有者が新に加へたる改良の現存價格を斟酌して決する。若し土地價格が減少せる場合には賠償價格をも減ずる。(ホ)家産が負債を被る場合には交付者の同意を必要とする。抵當負債及び土地負債にして家産の秩序的經營を害せざる限り、非解約年賦償却の形態を以てしてのみ、且つ(a)家産の獲得及び設定費用償却のため、(b)家産改良のため、(c)共同相続人への賠償の爲めに限り許される。(ヘ)更に抵當負債、土地負債又は地代負債を以てする家産の負債に就ては一定の負債限度の登記をなし得る。之に就ては最高官廳が詳細なる規定を設け得る。

(3)家産の廢止。家産の廢止をなすには最高支分國官廳の同意を要する。家産は數人の相続人に依て相續され得るも、相續分割は家産の秩序的經營を害せず、又家産の經濟的本質を害せざるを要する。³⁶⁾

此の家産法の本旨とする所は、移住法と相俟て自作農地を創定維持せんとするものである。此の家産法に於て注意すべきは家産交付者が家産の先買權及び返還請求權を留保する點であつて、此の規定に據て一旦創定された自作地が、地主の手中に移ることが防止さるゝであらう。併乍ら此の家産法によるも農民の對人信用を害せざるか否か、疑問である。従て信用組合の如き充分なる對人信用機關の活動を必要とするであらう。

第四 佛蘭西の家産運動及び家産制度

獨逸諸國に於けると同様佛蘭西に於てもまた前世紀の八十年代以後、自作農民並に農業従業者が漸次減退し、引いて農業自體の衰退を齎すとの聲が喧しくなるに至つた。殊に農村人口は漸

次減少の徴候を示し、一八六二年には全人口の五割三分を占めてゐたが、一八九二年には四割五分に減少するに至つた。又同期間中に農業従業者の數は七三六萬人から六六六萬人となり、即ち約一割減少してゐる。斯る現象の原因が那邊に存するやに就ては、當時の佛蘭西に於ては一般歐洲各國に於けると同様に、第一次的には土地の取引、負債、差押及び相続分割に關する現行法規、並に國庫的考慮からしてのみ規定さるゝ租税制度に存するものと考へられ、第二次的には海外の競争並に變化せる農業經營關係に適應する能力を缺ける農民の人的關係に存するものと考へられた。當時に於ては農民と農地并に農民と故郷との關係、更に家族相互間の確實なる有機關係が益々弛廢するに至る危險が陰氣なる色彩を以て描寫されてゐる。更に工業の發達、交通機關の完備、運賃の低下、都市の吸引力、兵役義務、行政の中央集權等によつて促さるゝ農民離村は、多數の農民をして都市生活の渦中に投せしめ、國力並に國民經濟に對し甚だしき弊害を與ふるものと考へられた。殊に佛蘭西は右の事情に依て、農業國として又民主國として生存基礎を脅やかさるゝものと高唱された。勿論斯る弊害並に其の原因の發表と相關聯して國家に對する要求が起るものであつて、農民と農地とを結合せしめ、由之現存の自作農を維持し更に其の増加を圖るべきことが要求さるゝに至つた。而して歐洲各國に於けると同様に佛蘭西に於ても、斯る國家的保護に對する要求は、家産法制定の標語の下に概括さるゝに至つた。³⁷⁾

ジュワノウィツチは佛蘭西に於ける家産運動發展の主要動因を以て、國家の高率に失せる手数料其の他の公課を輕減することにあると云つてゐる。之を立證するためにコルニケーの次の言葉を引用してゐる。即ち債務者は土地を維持せんと欲す

37) Grünberg, Heimstättenrechts-Bestrebungen in Frankreich. (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik. Bd. 24. 1907.) S. 327-329.

るが、債權者は之を賣却せんとする。併し國庫は第三の債人として債務者から其の土地を奪ふものである。……法律は債務者のために其の家を保護する義務であるが、併し流人に其家を奪はしめないがために、此の家を自から盗むものである。國庫は恐るべき債權者であると。更に彼は家産制度の最も熱心なる擁護者たるルミールの次の言を引用してゐる。即ち余は勞働者に其の貯金を危険なる企業に投下せずして、之を以て住家又は地所を購入するやう勸告した。然るに勞働者は之を疑ふて云ふやう、自分達の死後所有地は官廳によつて奪はるゝであらう。最も確實なる相続人は執達吏及び國家である。吾々は此等のものゝために働くを欲せないと。ジェワノウィツチは此等の事實よりして、佛國の家産制度は私的債務の差押免除よりも、寧ろ公課の免除を問題としたと結論し得る。家産制度に於て斯る不可避免的な不平を緩和し、然かも現存の國庫制度に觸れざる一形式が見出された。従て佛國の家産運動者にして公課の免除を第一次的とし私的債務の差押免除を附隨的のものとするは毫も怪むに足らないと。³⁸⁾

更に佛蘭西の家産運動に有利なりし事情は、同國に於ては他の諸國に於けるよりも動産に對する差押免除が多く認めらるゝ點である。即ち國家の年金、勞賃に對する差押免除を認め、又夫婦共有財産中の妻の財産分にも差押を免除し、法律は贈與及び遺言にも免除の條款を認めてゐる。更に多くの例を擧げなくとも家産運動者にして右の免除の特權が不釣合になつてゐるのであると主張するは無理ない所である。蓋し動産は不動産よりもより多くの特權を享有するがために、農民には不利益と感ぜらるゝからである。³⁹⁾従て農民にも其の生活の根柢たる一定の土地をして差押を免除せんと要求さるゝに至つた。

右の事情よりして佛蘭西に於て北米各洲の家産法に類似の法律を制定せんとする企圖は一八九四年に溯るものであつて(註二)、第一の家産法案提出者はルグエイエにして、フツパール及びブルミ

38) Jowanowitsch, Die Heimstätte. S. 47-49.

39) Jowanowitsch, a. a. O. S. 50.

ール (註二) が夫々家産法案を提出したが何れも通過するに至らなかつた。

(註一) 之より先き一八八六年フールデュニは最低二〇ヘクタール以上の大農地の差押免除を提言し、又ラデュニは民訴五九二條を擴張して直接税二〇法迄の小農地の差押免除を提言せるも、何れも請願たるに止まり議會の討議を⁴⁰⁾るに至らなかつた⁴¹⁾。

(註二) ルミールの法案は最も特徴あるものであつて、之は佛國の相続法たる諸子均分制によつて農地が細分さるゝを防ぐために、家産に一子相続制を採用し、更に家産の直接税を免除せんとするものであつた。

其の後モリヨ、ヴァシエ、グイオレット、マルタン、ルボーチ等の代議士が夫々家産法案を提出せるも、何れも其の通過を見るに至らなかつた。最後に一九〇五年一月三十一日に農務大臣リュオーが既に參事院の審査を終へたる、又控訴院長會議の討議を経たる家産法案を下院に提出した⁴¹⁾。此の法案は修正後下院を通過し、更に元老院にて再修正された上、一九〇九年七月一二日に愈々發布された。

政府の家産法提出の理由書に據れば、此の法律は農業行政によつて惹起されたる農地の狀態に關する法律的並に經濟的調査の實際的結論である。即ち此の結論は、一方に於てはある地方に於ける小所有地を維持する爲めには、或種不動産に就て差押免除原則を適用することは不可缺なる手段たるを示し、地方に於て此の所有地の相續讓渡及び其の一時的不分割を特殊相續法に據て容易ならしむる必要あるを示してゐる⁴²⁾。先づ不動産競賣に關する司法省の發表を見るに、一八八一年乃至八五年の五ケ年間の不動産競賣年平均數は二、三九二七件にして次の五ケ年間の平均數は

40) Jowanowitsch, a. a. O. S. 51.

41) 佛蘭西の各家産法案の詳細に就ては Grünberg, Heimstättenrechts-Bestrebungen in Frankreich (Arciv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik Bd. 24. 1907.) S. 345-360. 參照.

42) Doc. parl., Chambre, 1905, Nr. 2214, S. 25, Sp. 2. (zit. in Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. 1910. S. 313)

三、〇四二五件であつて、一八九一年乃至九五年には二、七〇一八件に下り、更に一八九六年乃至一九〇一年には二三八六件に低下してゐる。此の數字に對し政府の主張する所によれば、右の競賣件數の減少からして、土地所有者の地位が漸次改善せられ、抵當債權者が從來よりもより容易に信用を與へ、又彼等の損害補填がより容易に得らるゝがために、最後の手段たる競賣が減少せるものでなく、寧ろ裁判上の競賣に際しては、僅少なる價格物件に對し高率なる手数料を徴收せらるゝ爲め、當事者は合意の上裁判所に競賣を申請せずして、私的に處分するに基くものとしてゐる。⁴³⁾從て統計上に於て不動産競賣は減少せるも、實際上に於ては大資本家による不動産の集積は必ずしも減少せざるを以て、家産法に據て小所有地の差押を免除するを要すと云ふにある。更に斯る多數の小農地の競賣の結果として發生する農民離村に就て政府の考ふる所によれば、僅少なる負債の爲め家族は農場から驅逐せられ、彼等は故郷を去て大都會へと向ふ。此等の貧窮し不幸となれる多數の家族は、従前彼等が農場を所有せる農村へと再び歸て來ない。最近の人口調査によれば農民は不斷に減少してゐる。三十年以來機械の完成、工業の發達、交通機關の便利、行政的中央集權並に兵役義務の爲めに、多數農民は享樂的にして單調ならざる都會生活及び名目上高い勞銀を求めて郡會へと集中する。併し多數の人々は都會生活が屢々困難であり、常に激しき生活たるを知らず、之に處するには特別なる忍耐、恰憫及び熟練を必要とするを知らず、又知らうとも欲せない。大都市は有ゆる社會環境に堪へ得られ、有ゆる困難を克服し、凡ての状態に於て自助し得る人々に適する場所である。多數の離村農民中には新なる環境に適應するに充分力強

43) Doc. parl., hmbre, Nr. 2214. S. 25, Spalte 2. (zit. in Jahrbuch für G. V. V. 1910. S. 313)

き者あり、又新なる運命を開拓するに充分能力あり、又幸福なるものがある。併し他の多くの人々は暫時の放浪生活の後、大都市固有の疾病たる結核の捕虜となり終るのである。⁴⁴⁾斯る強制競賣及び農民離村の點よりして小農保護政策として家産法が必要であつて、農業事情を知る人々は此の法律を以て農間業題の合理的なる解決策たるを承認するであらうと結論してゐる。

併乍ら政府が擧げたる強賣の數字は一般不動産に關するものであるから、小農地に於ける強賣數が果して如何となれるかを知るを得ないからして毫も問題の眞髓に觸れてゐまい憾がある。又農民離村に就ても、先づ第一に知るべきは離村者は自作農民及び小土地所有者から起るか、又は農業労働者及び小作人階級から起るか、又此等の兩者からの割合如何の問題である。家産法は主として自作農を保護するに過ぎないからして、之が恩典に浴せざる小作人及び農業労働者は依然都會へ集中するであらう。従て家産法を以て農民離村を防止せんとするは決して充分なるものではない。佛國政府が斯る目的を以て發布せる家産法の要點は次の如くである。

(1) 家産の構成。家産たるべき物件は家屋若しくは其の一部分、又は家屋と之に接續し又は隣接せる土地にして、而して家屋は家族に依て居住せられ、土地は家族に依て經營するを要する。家産の價格は設定當時に於て八千法を越ゆるを得ない。家産を設定し得る者はイ) 夫は自己の財産、夫婦共有財産又は妻の同意を得て妻に屬する財産にして夫が管理するものを以て、ロ) 妻は夫の同意なくとも自己の管理する財産を以て、ハ) 配偶者に死別又は離別されたる者にして未成年の子女を有する場合に自己の財産を以て之を爲すことを得る。其他祖父母等に關する二三の規定がある。家族設定の手續は茲に述ぶるを略する。

(2) 家産設定の効果。家産登記の時點から家産及び其の果實は破産又は法定清算の場合と雖も之を差押ふるを得ない。但し家産の果實はイ) 刑事其他簡單なる幹察事故から生ずる費用の辨償、ロ) 家産の租税及び保險料、ハ) 食料品に關する負債のため

44) Doc. parl., Chambre, 1905. Nr. 2214, S. 25. Spalte 3. (zit. in Jahrbuch für G. V. V. 1910. S. 314. 315.)

に差押へられる。家産は之を抵當に附し、又は質屋附條件を以て賣却するを得ない。

(3) 家産の廢止及び相續。家産の全部又は一部を他人に譲渡し、又家産をも廢止し得る。但し所有者が既婚たるか又は未成年の子女を有する場合には、前の場合には治安裁判所に於て妻が之に同意し、後の場合には親族會の同意を必要とする。家産の相續に就てに普通法に服するも、併し最小の子女が成年に達する迄相續分割を延期する。之れ家産の設定理由は子女の教育を容易ならしむるに在るを以て、若し設定者たる父母が此の責任を果さずして死亡せる場合には家産を其の死後も存續せしむるを必要とするからである。⁴⁴⁾

當時に於て此の家産法は甚だ重要なものと考へられ、殊に農業恐慌に際しては、小土地所有者は、多くの場合國庫と法律家とを利するに過ぎざる強賣を免れ得るものと考へられ、又妻及び子供に避難所を與へ、不幸又は家長の無思慮なる經營に對し彼等を保護するものと考へられた。更に家産設定者の死後、最小兒が成年に達し、凡ての相續人の利益に適當に財産分割が行はるゝ迄、家族に避難所を與ふるものと考へられた。斯る理由からして農村の人の減少を促す所の農地の強賣と農地の細分とが防止せらるゝものと考へられた。併し他方に於て此の家産制の効果を一層充分ならしむるために、家屋又は其の一部を含まない農地も亦家産となし得べきであつて、又家産には地租其他の租税を免除さるべきを希望された。⁴⁵⁾更に家産を永續せしむるには佛蘭西の普通法によつて諸子均分制を採らず、不分割相續制(Anerkennung)を必要とするであらう。

けれども當時に於て甚だ重要なものと考へられたる家産法も、佛蘭西從來の債務法と多くの點に於て抵觸し、又從來の土地信用及び土地抵當方式とも甚だしく異なり、且つ該法の恩典に浴せんとする人々に煩瑣なる手續を要求するために、之が施行に際しては經濟的並に社會的諸制度に關する重大なる變更を齎す法律の場合に於けると同様に幾多の困難に逢着せざるを得なかつた。尙又本來此の法律の恩典に浴すべき筈の人々にして該法の何たるやを解せざりし爲め、本來

45) 佛蘭西家産法及び之が詳細なる註解に就ては Hans L. Rudloff, Das französische Heimstättengesetz vom 12 Juli 1909 (Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, 1910.) S. 317-331. 参照、

46) Rudloff, a. a. O. S. 331.

小農民の個人主義的傾向及び彼等の土地愛着心の極めてよく調和すべきものと考へられたる斯制度も豫期されたる結果を齎さなかつた。即ち農務大臣の設立せる家産法調査會の報告(一九一三年一月二三日大統領に提出)に據れば、該法の發布以來設定されたる家産數は僅に二四三件にして、四八五件は都市に於てであり、一五八件は農村に於てである。斯る不振の理由の那邊に存するやに就ては、同國の公證人協會が控訴院檢察長の諮詢に對し回答せる所によれば、(一)一般に家産法の恩典に浴すべき筈の人々にして、屢々此の法律を知らざる者が多い。(2)家産設定の手續が煩瑣に過ぎ、(3)殊に家産設定は多くの場合に於て土地所有者の信用を阻害し、従て彼等の安全を増進するよりも反て彼等の地位を不安ならしめ經濟的危險に曝さるゝものであるとした。爾來政府も銳意同制度の普及に努力せるも其の成績は良好ではない。⁴⁷⁾

要するに佛蘭西の家産法は任意設定主義を採れるため、充分農民間に利用されざりしと、且つ彼等の家産の差押免除及び家産を抵當に附し得ざるが爲めに、其の信用能力を阻害されたるに基くものである。従て信用組合其他の對人信用機關が充分發達し、一方家産制によつて阻害さるべき對物信用を對人信用を以て補ふにあらずんば斯制度は充分なる効果を發揮し得ない。殊に農業生産が自給生産から市場生産となり、愈々農業が資本主義化する時代に於ては、充分なる信用を農業にも許與するを要するからである。ロツシャールも云はずや、劣等なる農民に對して毫も危險を有せざる器具は、優良なる農民に餘り役立たぬものである。而して有用にして必要なる目的のために信用を受くるを可能ならしむる優良なる抵當信用並に信用制度が存せざる場合には、然らざる場合よりも、都市の工業はより速やかに農業を凌駕するであらうと。

(附記) 今日家産制度は右に掲げたる諸國の外、瑞西、セルビア、ルーマニア、埃及、葡萄牙等にもあるも、此等に就ては紙面の都合により他日の機會に譲ることとする。

47) International Review of agricultural economics. 1914, February. p. 98-